

【行程表】



中身は何か？？

お楽しみ!!
「しまめし弁当」



松山観光港

9:45発

〜〜

釣島

徒歩にて観光

〜〜(食昼)〜〜



二神島

- ・フォトラリー
- ・サイクリング

〜〜

松山観光港

16:00頃

写真・イラストはすべてイメージです。



釣島(つるしま)とは

周囲約2.6キロメートルのひょうたんのような形が愛らしい島で、愛媛県で最初に建設された灯台があります。

島の大部分を占める傾斜地は、みかん、いよかん、レモンなどの絶好の耕地となっていて、整備された農道からは瀬戸内そのものの青い海と島々が見渡せます。

2017年6月、「ふたりの未来を見つめる場所」とし、ロマンスの聖地として再価値化する恋する灯台プロジェクトで、釣島灯台が「恋する灯台」に選ばれました。全国で30カ所、愛媛県内では2カ所目、松山市内(26カ所)では初めての認定です。

二神島(ふたがみじま)とは

東西に細長く、島の北岸に集落が密集しています。昭和47年(1972年)世界的権威を持つ地理雑誌「ナショナル・ジオグラフィックマガジン5月号」に二神島が26ページにわたって紹介されました。その後、アメリカの高校の世界地理の教科書にも掲載されています。近代化されず、日本古来の美しさを残したパラダイスの島として紹介され、雄大な自然や、古くから伝わる文化がそのまま残された観光スポットが各所に散りばめられています。柑橘栽培の他、上質な海産物の宝庫と言われています。



二神島にある「ビャクシン」は、愛媛県内でこれだけの群落を形成するのは珍しく、昭和29年11月24日に県の天然記念物に指定されました。岩山に数十本のビャクシン(イブキ)が群生していて、根回り5m・樹高約21m・推定樹齢300年をこえる大木をはじめ、1m程度のも数十本が自生しており、見ごたえがあります

旅行条件 お申し込みになる前にお読み下さい。

1. 旅行のお申し込み方法及び契約の成立

- (1) 所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約はお申込金をいただいた時に成立するものといたします。
- (3) 電話での予約申込の場合は、翌日から起算して3日以内に(1)のお申込手続きをお願いいたします。この場合にもお申込金をいただいた時に旅行契約が成立したものといたします。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金(お申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に、お支払いいただきます。

3. 旅行代金の適用

参加されるお客様のうち、満12歳以上は大人費用、満6歳以上12歳未満の方は小人費用となります。6歳未満の方は実費を収受いたします。

4. 取消料・払戻しについて

お申込みの後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行費用に対しておひとりにつき右記の料率で取消料をいただきます。

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算して11日前	無料
旅行開始日の前日から起算して10日前	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7~2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

5. 旅行日程・旅行代金の変更

当社は天災地変・運送機関等における各種行為その他の当社の管理できない事由で、また利用運送機関の運賃・料金の改定により旅行日程・旅行代金を変更する場合があります。

6. 免責事項

次の場合による損害は、当社ではその賠償責任を負いません。(ア)天災地変・戦乱・暴動による事由(イ)運送・宿泊機関の事故・火災等、当社以外の責めによる事由(ウ)官公署の命令、伝染病による隔離(エ)自由行動中の事故(オ)盗難・傷害・疾病

7. その他の事項について

国土交通大臣認可の「標準旅行業約款」によります。

【旅行企画・実施】

お問い合わせ、お申込みは、

愛媛県知事登録旅行業2-38号
石崎汽船株式会社

本社/松山市高浜町5丁目2259-1
松山観光港ターミナル内

☎ 089-951-0128

営業時間/平日8:45~17:45 土日祝休み